

発行・町田市 編集・企画部広報広聴課広報係
〒194-8520 東京都町田市の中町1-20-23
市役所の代表電話042・722・3111
町田市コールセンター042・724・5656
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp>
携帯版 <http://www.city.machida.tokyo.jp/mobile/>



携帯電話用QRコード

平成19年度から 住民税が10%になります!!

問 市民税課 ☎724・2114 ~ 5、724・2117

税源移譲が

行われます

国庫補助金や地方交付税の縮減が進められる一方で、各自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として所得税を引下げるとともに、住民税を引上げるかたちで税源移譲が行われます。
これにより、自治体はより自主的かつ効率良く行政を行うことが可能となります。

個人住民税の税率

	平成18年度分まで		平成19年度分から	
	課税所得	標準税率	課税所得	標準税率
市民税	200万円以下の金額	3%	一律	6%
	700万円以下の金額	8%		
	700万円超 の金額	10%		
都民税	700万円以下の金額	2%	一律	4%
	700万円超 の金額	3%		

この税制改正に伴い、所得税も税率及び構造自体が見直されます。
これにより多くの方にとって、住民税が増額になる代わりに、所得税が減額になります。

所得税も
変わります!

住民税が2倍?

これまでの住民税は3段階となっていました。税制改正後は税率が一律10%となります。
例えば、課税所得が2000万円以下の税率が5%（市民税3%・都民税2%）から10%（市民税6%・都民税4%）に上がるため、多くの方の住民税が2倍になります。

所得税の税率

	平成18年度分まで		平成19年度分から	
	課税所得	標準税率	課税所得	標準税率
330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%	
		330万円以下の金額	10%	
900万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%	
		900万円以下の金額	23%	
1,800万円以下の金額	30%	1,800万円以下の金額	33%	
1,800万円超 の金額	37%	1,800万円超 の金額	40%	



税負担は増えるの? 減るの?

原則として「住民税+所得税」の納税者の方の負担は変わりません。ただし、定率減税廃止の影響で実際の住民税は高くなります。

納税額が変わるのは… 所得税は平成19年1月から / 市・都民税は平成19年6月から

【例】税源移譲による負担変動（年額）

夫婦+子供2人の場合（子供のうち1人は特定扶養） ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

給与収入	税源移譲前			⇒	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

町田市のホームページ及び東京都主税局のホームページから個人住民税の試算ができます。

町田市ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp>
「税」「個人の市民税」「平成19年度住民税改正点」
東京都主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/zeigen/index.html>

申告することにより、税金が少なくなることがあります。

給与所得のみ、もしくは公的年金に係る所得のみの方で、給与の支払先、もしくは社会保険庁等から市役所へ支払い報告がされている方は、申告の必要がありませんが、社会保険料等の控除を受けようとする方は、申告が必要です。

退職所得に係る住民税の税率が変わります

景気回復のために取られてきた定率減税（住民税は最高2万円）が廃止されます。

定率減税が廃止に

詳しくは、町田市役所市民税課 ☎724・2114～5、724・2117まで

住民税説明会

今回の税法改正の説明会を次の日程で行います。直接会場へおいで下さい。

期日	会場
1月22日(月)	健康福祉会館講習室
1月23日(火)	忠生市民センターホール
1月24日(水)	鶴川市民センターホール
1月25日(木)	堺市民センターホール
1月26日(金)	なるせ駅前市民センターホール

※時間は、いずれも午前10時～正午まで。

あわせて国民健康保険税の課税方法についてもご説明します。

市・都民税申告の相談会を行います

相談会は、2月1日(木)～2月15日(木)まで(土・日・曜日、祝日を除く)市役所1階市民フロアで行います。相談時間は、午前9時～正午、午後1時～4時です。

高齢者福祉課 ☎724・4048

おむつに係る費用の医療費控除について

医師から治療上おむつを使用することが必要と認められた方は、医師の発行する「おむつ使用証明書」を添付して、確定申告の際に医療費控除を受けることができます。

二年目以降は、要介護認定を受けている方で、一定の要件に該当すれば市が発行する「介護保険主治医意見書(確定申告用)確認書」で、医師の証明書の代

高齢者の障害者控除について

身体障害者手帳等をお持ちの方の他に65歳以上で介護保険の要介護1から5の認定を受けている方は、障害者控除の対象となる場合があります。

申告の際に、福祉事務所の認定書が必要となります。高齢者福祉課で障害者控除の認定申請をして下さい。

納税課 ☎724・2122

今年定年退職される方へ

団塊の世代と呼ばれるサラリーマンの大量退職時代が到来します。定年退職される方は、市・都民税の納付方法が変わる場合があります。また、市・都民税は、収入のあった翌年に課税されます。

退職前(特別徴収)	1年分の税金を12回に分け毎月の給料から天引き 例)年税額 396,000円の人 1か月の納付額 =33,000円
退職後(普通徴収)	1年分の税金を4期に分け金融機関で納める 例)年税額 396,000円の人 1期の納付額 =99,000円

※サラリーマン全てが特別徴収ではありません。

市税の納付は安心・便利な口座振替を

3月30日(金)までに申し込むと、平成19年第1期から市・都民税の口座振替を利用できます。口座振替の申込用紙は、市内の金融機関(山梨中央銀行は除く)にあります。

例えば、特別徴収(税の給与天引き)されている人が3月に退職した場合、同じ年の6月に納税通知書が届けられます(普通徴収)。これまでは、給与から天引きされていたものが、今後はご自身が金融機関等で納めることとなります。

町田税務署からのお知らせ

詳しくは、町田税務署(代表) ☎728・7211にお問い合わせ下さい

国税庁ホームページで「申告書の作成」ができます

国税庁ホームページには、所得税・消費税等の確定申告書、贈与税等の申告書を作成できる「確定申告書作成コーナー」があります。手軽にご自宅等のパソコンで確定申告書を作成し、プリントアウトしたものをそのまま税務署に提出することができます。

特例の内容等により、ご利用できない場合がありますのでご注意ください。平成18年分については、平成19年1月中旬からご利用になります。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)のご利用を

国税の申告や法定調査の提出、納税が、税務署に出かけなくても、自宅やオフィスでできる便利なサービスです。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成したデータをe-Taxで送信(提出)することができます。ご利用手続利用開始届を税務署へ提出。住基カードと電子証明書を市役所市民課で取得(即日発行はできません)税務署から届いたe-Taxソフトをインストールし、暗証番号の変更、電子証明書の登録手続をします。詳しくはe-Taxホームページへ。

確定申告に関する情報はホームページで

- 国税庁ホームページ 【http://www.nta.go.jp】
- 東京国税局ホームページ 【http://www.tokyo.nta.go.jp】
- 国税庁タックスアンサーホームページ 【http://www.taxanswer.nta.go.jp】
- e-Tax ホームページ 【http://www.e-tax.nta.go.jp】

所得税・個人消費税・贈与税の「ぽっぽ町田」です

所得税・個人消費税・贈与税の申告に関して、相談が必要な方は「ぽっぽ町田」をご利用下さい。

設置期間 平成19年2月1日(木)から3月15日(木)までの月々金曜日、2月18日(日)及び2月25日(日) 開設時間 午前9時～午後5時 混雑状況により、早めに締め切る場合があります。 正午から午後一時の間は申告書の受付及び用紙の配布のみとなります。 所在地 原町田4・10・20